

令和8年8月6日

変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 野田 幸司
(公 印 省 略)

公告番号第106号(8. 7. 29)「162号建物給湯器改修工事」について仕様書を変更する。

問い合わせ先 : 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊契約班 長井
TEL 0279-54-2011(内線2343)
FAX 0279-54-6960

仕様書番号	R 8 - 3 6
作成年月日	令和 8 年 7 月 2 7 日
作成部隊名	相馬原駐屯地業務隊管理科

1 6 2 号建物給湯器改修工事

工事名称	1 6 2 号建物給湯器改修工事		
図面名称	表 紙		
縮 尺	—	図面番号	1 / 5

特記仕様書

1 工事件名

162号建物給湯器改修工事

2 工事場所

群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地 司令部地区 162号建物

3 工事概要

既設給湯器撤去

新設給湯器取付

新設給湯器電源接続

4 工事内容

162号建物の給湯器を撤去更新するもの。

5 撤去工事

(1) 既設の給湯器を撤去するもの。撤去する給湯器については下記のものとする。

品 名	規 格 ・ 型 式	数 量	備 考
自動スチーム給湯器	ミヤワキ HES-30RN-S	1 台	

(2) 撤去した給湯器については、監督官の示す場所に運搬、集積するものとする。

6 取付工事

(1) 設置する給湯器及び設置において使用する材料については、下記のもの又は同等品以上のものとする。

品 名	規 格 ・ 型 式	数 量	備 考
電気温水器	三菱 SRG-306G	1 台	
給湯専用リモコン	RMG-9	1 台	
脚部カバー	GT-F300D	1 個	
600V架橋ポリ絶縁 ビニルシースケーブル	CV3.5-3C	5 m	
金属製可とう電線管		5 m	
絶縁パイプ		5 m	

※ 上記の数量については参考数量とする

(2) 上記の他、施行において必要となる材料は請負者が用意するものとし、適正な接続、処置を行うものとする。

(3) 電源については、給湯器を設置する室内の分電盤から引き込むものとする。

(4) 給湯配管等保温が必要な箇所については保温を行うこと。

工事名称	162号建物給湯器改修工事		
図面名称	特記仕様書		
縮 尺	—	図面番号	2 / 5

7 その他

- (1) 既存施設に損傷を与えないよう十分注意し作業を行うこと。
- (2) 施工に際し、事前に現地を確認し、施工計画、工程等を作成し監督官に提出すること。
- (3) 本役務に従事する作業者は、とび・土工工事等の機械設備の搬出入に必要となる資格及び第二種電気工事士等の施行に必要となる資格を有するものが行うこととし、作業実施前までに官側へ免状の写しを提出すること。
- (4) 作業実施日については、監督官と協議すること。
- (5) 工事完了後、監督官の立会いのもと試運転を行い、異状がないことを確認し、試運転結果報告書を監督官に提出すること。
- (6) 本工事施工箇所以外で不良箇所が判明した場合は、監督官へ報告するとともに、修理見積書を作成して提出すること。
- (7) 本工事における施工保証は、竣工検査合格後1年間とする。

工事名称	162号建物給湯器改修工事		
図面名称	共通仕様書		
縮尺	—	図面番号	3/5

共通仕様書

1 総 則

- (1) 本特記仕様書は、陸上自衛隊相馬原駐屯地における諸工事について、共通的な必要事項を規定する。
- (2) 本工事の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、特記仕様書、共通仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修標準仕様書、防衛省整備計画局制定の土木工事共通仕様書・防衛施設共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書及び、関係法令、並びに官側の指示による。

2 適用範囲

本特記仕様書は、該当工事に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、官側の指示により行う。この場合、請負金額の増減又は工期の延長はしない。また、施工に当たって当然必要と思われる事項は、官側の指示を受け請負者の責任において実施する。

4 工事材料

- (1) 工事材料はすべて新品とする。ただし、リース材料はこの限りではない。
- (2) 材料は官側の検査を受け、合格したものを使用する。
- (3) 材料は日本工業規格（J I S）等を標準とし、これらの規格のないものについては官側の指示を受ける。
- (4) 材料置場等は、官側の指示した場所とする。

5 施工の検査

工事は、あらかじめ官側の指定した工程に達したときに検査を受け、合格後、次の工程に移る。

6 工事立会

- (1) 工事完成後、外部から目視できなくなる箇所は、官側に立会の有無を確認の上、施工する。
- (2) 仕上げの色合等は、あらかじめ見本を官側へ提出し、承諾を得る。

7 水道、電気料の使用

工事に必要とする電気、水は、請負者側が負担する。

8 諸法規等の厳守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び、関係各法規並びに当該工事に関する諸法規、官側の規定を厳守し、工事の円滑な進捗を図る。

9 後片付け

工事終了に際しては、工事現場の後片付け及び清掃を実施する。

工事名称	162号建物給湯器改修工事		
図面名称	共通仕様書		
縮 尺	—	図面番号	4 / 5

10 発生材の処置

金属類については、発生材調書とともに監督官の指示を受け指定された場所に、整理のうえ引き渡す。それ以外の物については、関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストの写しを監督官に提出する。

11 竣工検査

請負者は、本仕様書の工事を完了した場合は、速やかに官側の完了検査を受けるものとする。なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再度検査を受けるものとする。その際、手直しに関する契約工期の延長はしない。

12 工事現場の管理

- (1) 工事現場への工事人、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災、盗難、及びその他事故防止については、受注者の責任でこれを管理する。
- (2) 工事現場は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努める。
- (3) 工事現場及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すこと。万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において修復する。

13 安全管理

- (1) 工事人は、安全管理に万全を期する。
- (2) 工事場所又はその付近で作業を行うときは、表示又は見張人を置く等、安全確保に努める。
- (3) 現場代理人は、常駐とする。

14 工程表及び施工計画書

請負者は、請負契約成立後、工事工程表を早期に官側に提出し、工事の手順及び、施工計画について承認を受けた後でなければ、着工してはならない。

15 提出書類

請負者は、契約後、速やかに官側の指示する書類を提出する。

16 工事写真

請負者は、官側の指示に従い、工事材料、工事前・中・後、工事隠ぺいとなる箇所、主要な工事段階の状況及び、その他監督官の指示した箇所の写真を工程表順に工事写真帳に整理し、官側に提出する。なお、工事材料は、搬入の都度、本工事に係る全数量・規格がわかるように撮影すること。

17 疑義

仕様書に明記なき事項又は、その内容において疑義が生じた場合は、当該箇所の工事を一時中断し、官側の指示を受けた後、再開する。

工事名称	162号建物給湯器改修工事		
図面名称	共通仕様書(2)		
縮尺	—	図面番号	5/5